

写

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会

教育長 河 口 浩

(公印省略)

いじめにかかわる指導の徹底について (通知)

このことについては、平素から万全を期していただいております。

報道のとおり、平成23年10月11日に発生した大津市立中学校第2学年男子生徒の自殺については、学校および教育委員会の対応の不備が指摘されております。

つきましては、各校に依頼した「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果を踏まえるとともに、下記のことを参照の上、いじめの未然防止と早期解決に向けた指導の徹底をお願いします。

記

いじめの未然防止と早期解決のためには、管理職、教師が常に「当事者意識」「危機意識」をもち、幼児・児童・生徒を守ることができるのは第一義に学校であるとの強い決意で日々の指導にあたる必要がある。

- 1 教職員一人一人が日ごろから幼児・児童・生徒理解に努めるとともに、担任や養護教諭はもちろん、管理職も含めて必要ときは誰でも相談できることを改めて幼児・児童・生徒に伝える。
- 2 幼児・児童・生徒の表情や言動に変化あるいは気になる状況が見られたときは、管理職をはじめ学校(園)全体で情報を共有し、当該幼児・児童・生徒の安心と心の安定を第一に考え、速やかに事実確認をするとともに家庭との連絡を密にするなど、適切な指導を行う。
- 3 いじめ等の対応にあたっては、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、担任一人ではなく、複数のチームで対応する。その際、当該幼児・児童・生徒が校(園)内で孤立したり偏見や差別を受けたりすることがないように、複数の目で見守る。また、暴力行為やいやがらせ、金銭の強要等をする児童生徒に対しては、教職員全員が毅然とした態度で指導するとともに保護者、関係機関と速やかな連携を図る。
- 4 いじめ等により学校(園)への不適応傾向がある幼児・児童・生徒に対しては、長期休業日中も電話や家庭訪問により本人や家庭と定期的に連絡を取り、状況把握とともに安心と心の安定に向けた声かけや、人間関係を改善する措置を継続する。特に、休業日明けが近くなった時期には、不安のない学校生活にもどれるよう個に応じた具体策を講じる。
- 5 いじめ等により学校(園)への不適応傾向あるいは欠席が続く幼児・児童・生徒については、管理職、生活指導担当者、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員および関係機関等が連携し、組織的に対応する。
- 6 いじめ等の対応については、対応したことで解決したと思わず、状況が改善されたかどうかを組織として長期的に観察するようにし、管理職や生活指導担当者を中心に教職員全体で状況を確認する。

統括指導主事 芝田 智昭

担当指導主事 森 進一

電話 5984-5759